

大都市所在の中国A農村産権交易所の現状と問題点

主任研究員 若林剛志

1 農村産権交易所に関する最近の動き

2022年2月22日に22年の中央一号文件(中国の主要な政策文書)が発表された。その中に、農村財産権取引市場を改善するパイロットプロジェクトの実施が盛り込まれた。ここから、14年に全国的な市場整備のために国务院弁公庁が打ち出した「農村財産権取引市場を健全な発展に導くことに関する意見」から7年以上が経過し、一層効果的な市場へ向けた見直しが図られつつあることが推察される。しかしながら、農村財産権を取引する場である農村産権交易所(以下「交易所」)の現状に関する最近2年ないし3年間の調査研究資料は少ない。ここでは、ウェブサイト等の情報に基づき、大都市Aに拠点を置く交易所(以下「A交易所」)を材料に、大都市の交易所の動向を論じたい。

2 A交易所とその現状

A市は中国有数の大都市であるが、郊外には農村も存在する。A交易所は同市をサービス提供範囲とする交易所であり、同市の国有農業投資会社によって設立された。

A交易所が取り扱う財産権のうち、取扱件数では農家の請負土地経営権が多く、取扱額では集体資産が大きくなっている。集体資産とは、集団が所有する施設や土地である。立地の良い大都市およびその郊外であれば資産価値が比較的高く、取引額が大きくなりやすい傾向がある。

取引拠点整備、取引制度整備、情報化の推進、取引財産権の多様化に関するA交易所の現状は次のとおりである。

まず、取引拠点整備について、A交易所は直近10年の間に、A市内の区・県、郷鎮、村にサ

ービス拠点を整備してきた。同市内の郷鎮数に占めるA交易所の拠点設置割合は約6割、村数に占める村レベルの拠点設置割合は約2割である。この割合は、一見すると低いが、それはかねてより全区・県に拠点を置いている訳ではないことと、A市の中心部に農地がほとんどないことによる。ただし、拠点のない区・県においても、ニーズに対応できるように各区・県の農業委員会内にある農村経営管理ステーション(農経站)に業務を委託している。

また、取引制度整備では取引の手続きを定め、情報化の推進では、物件等の情報をネット上に開示し、借り手が複数存在する場合には、ネット経由でのオークションや入札取引ができるようになっている。A交易所では請負土地経営権、農業関連の知的財産権、集体林権、未利用施設等の権利の流通や売買等、取引種類の多様化を図っており、いずれにおいてもネットオークションが主たる取引手段となっている。

3 A交易所の問題点

A交易所に固有の問題として費用の高さと利用の乏しさがある。

費用の高さには2つの問題がある。第1は、1件あたりの取引規模が小さく費用が高いことである。A交易所の取引の8割は200万元(約3,800万円)未満である。取引金額が小さいほど手数料率が高く、200万元未満のオークション手数料は2%である。仮に200万元の取引があった場合、交易所の収入は4万元(約75万円)となる。

第2は、運営の費用が高く、収入を上回っていることである。A交易所の直近10年間の

累計取引は、件数が1,500件弱、額が300億元弱(約5,000億円)、土地流通面積が30万ムー弱(約1.8万ha)であった。仮想設定だが、平均取引手数料が0.5%だったとすると、この10年間に1.5億元(約28億円)の収入が得られた計算になる。交易所の本所のほか、区・県や郷鎮に拠点があり、各所に常勤・非常勤を問わず役職員が配置されていることを考慮すると、取引手数料で収支を均衡させることは難しい。A市からのA交易所に対する財政支援は、農家等の取引主体に対する手数料減免額に応じた補てんに限られている。

利用の乏しさには、制度上の問題と権利保有者の意識の問題がある。前者は依然残る権利の不確かさの問題であり、請負土地経営権の確定作業は終わられているものの、林権等では面積の確定作業が行われていない場所もある。それが取引自体を阻害している。後者は、相対取引が主流であることから、貸し手および借り手による交易所の利用率が低いという問題である。

以上のA交易所の問題点を考慮すると、利用の促進という従来からの課題のほか、現在問われているのは交易所運営の持続性である。直近10年間で、拠点の設置や手続きのマニュアル化による透明性の確保といった取引促進のための体制は整備された。しかし、1件あたりの取引額が小さいことから、支出が取引による手数料収入を上回っている。こうした現状から、1件あたりの取引額の大きさが収支均衡に向けて追求されようとしている。

必要とされる取引額を満たすために取引の中心として想定されるのは集体資産である。なぜなら、集体資産は資産価値が高く、取引額が大きくなりやすいからである。これに対し、取引件数の多い請負土地経営権は、農家1戸あたりに付与されている請負土地経営権の平均面積が7ムー(約47a)と小さく、取引額も小さい。

運営の持続性という点で、農村財産権取引

全体に占める交易所の利用率を向上させることはもちろんのこと、収入の多様化を目指す考えもある。請負土地経営権や集体資産以外の取引種類の多様化により取扱量を増やすなかで、1件あたりの取引額を高めていくことが経営の持続性を高めるかもしれない。しかし、今のところいずれも十分には進んでいない。

4 交易所の向かう先は

以上、大都市に位置するA交易所の現状から、取扱額として集体資産が大きいこと、取引に必要な体制整備が進んだこと、問題点として運営の持続性があり、経営収支の均衡へ向けて1件あたりの取引額の大きさに重点が置かれつつあること、取引額が相対的に大きい集体資産が注目されていることが確認された。

しかしながら、これは大都市の交易所の事例である。大都市は郊外でも経済性の高い資産が多い。それゆえ、A市では集体資産を中心に大きな額の取扱いに期待できる側面がある。しかし、それでもなお市の財政支援等を除くと収支均衡が達成されていない。

運営の持続性は、農村部の交易所でも等しく求められるはずである。農村部では1件あたりの取引額が大都市と比べ小さく、費用が収入を上回る状況の克服はより困難な状況にあるのではないだろうか。したがって、地域によっては、集体資産のみに頼らず利用率の向上等の取組みがより重要になるかもしれない。

また、A交易所についてこれまで得られた情報は、市および区・県レベルの現状であり、郷鎮と村の拠点の実態に関する情報は不十分である。1つの交易所を調査研究する場合、貸し手に近いチャネルの現状や問題点を把握することは、交易所研究を進めるうえで必要な接近法である。そのことによって、より実態に即した改善および解決策を講じることにもつながるのではないだろうか。今後の実態調査ないし研究が待たれるところである。

(わかばやし たかし)